

霧島市事業継続支援給付金

(観光関連事業者緊急支援型)

申請要領

【令和3年4月1日改定】

霧島市商工観光部 商工振興課

霧島市事業継続支援給付金(第1期)(第2期)の給付を受けた方も申請できます。

**「事業継続支援給付金」を
装った詐欺にご注意ください。**

1 霧島市事業継続支援給付金（観光関連事業者緊急支援型）について

新型コロナウイルスの感染拡大により、国が令和2年末から一時停止しているGo To トラベル事業の一時停止措置を延長したことに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けている観光関連事業者の事業継続を支援及び下支えするため、霧島市が交付する給付金です。

2 対象者

以下の（1）～（7）に掲げる観光関連事業者

- ※ フリーランスを含む個人事業者については、全収入（一時的収入等を除く。）の2分の1以上が当該事業活動による収入でない者並びに市外にのみ事業所を有する者及び事業所を有しない者で令和2年2月1日時点において本市の住民基本台帳に記録されていない者を除きます。
- ※ 霧島市事業継続支援給付金（タクシー事業者等緊急支援型）及び霧島市事業継続支援給付金（飲食店取引事業者緊急支援型）の給付を受けた者は申請できません。

（1） 宿泊業者

- ※ 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けている者又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項に規定する届出をした者をいう。

（2） 貸切バス業者

- ※ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する許可のうち、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者をいう。

（3） レンタカー業者

- ※ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条に規定する許可を受けている者をいう。

（4） 駐車場業者

- ※ 霧島市溝辺町で駐車場業を営んでおり、駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条及び第13条に規定する届出をした者をいう。

（5） 旅行業者

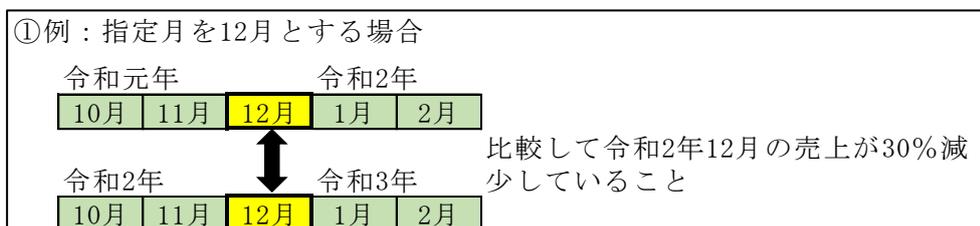
- ※ 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条又は第23条に規定する登録を受けている者をいう。

- (6) 土産物等小売業者
 ※ 宿泊施設、観光施設等内において、専ら観光客を対象に土産物等(農作物を除く。)を販売(利用者のうち2分の1を超える者が市外からの観光客であり、かつ、小売面積の2分の1を超える面積を土産物等の販売に供している場合に限る。)する者をいう。
- (7) 土産物等納入業者
 ※ 土産物等小売業者の求めにより当該土産物等小売業者が販売する土産物等を直接かつ継続して供給する者をいう。

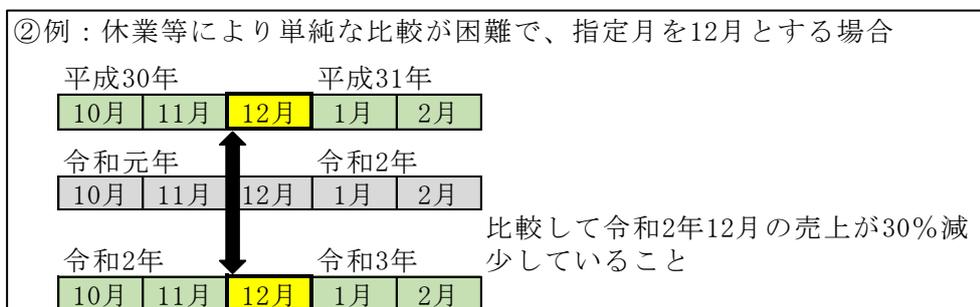
3 要件

以下の(1)～(9)全てを満たすもの

- (1) 令和2年2月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、以下のいずれかに該当すること。
- ① 令和2年12月～令和3年2月の任意の1か月(以下、指定月という。)の売上が、前年同月に比して30%以上減少していること。



- ② 休業等により単純な売上の前年比較が困難な場合は、令和2年12月～令和3年2月の指定月の売上が、平成30年12月～平成31年2月の同月に比して30%以上減少していること。



- (3) 令和元年分又は令和2年分の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得若しくは給与所得又は不動産所得（鹿児島県税条例(昭和38年条例第23号)の定めるところにより課税される場合に限る。）のいずれかの所得を申告していること。
- (4) 2019年（平成31年1月～令和元年12月）に市税(法人においては法人市民税)を納めていること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
- (6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (7) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (8) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (9) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

4 給付額

- ・ 給付金の交付は1事業者につき1回限りです。
- ・ 複数の事業を行っている場合は、該当する業種を1つのみ選択してください。

業種	給付基準		給付額
宿泊業	客室数	1～5	20万円
		6～10	40万円
		11～20	60万円
		21～30	80万円
		31～40	100万円
		41～50	120万円
		51～60	140万円
		61～70	160万円
		71～80	180万円
		81～	200万円（上限）
貸切バス業	台数	1台あたり10万円（上限200万円）	

業種	給付基準		給付額
レンタカー業	台数	1～10	20万円
		11～20	30万円
		21～30	40万円
		31～40	50万円
		41～50	60万円
		51～60	70万円
		61～70	80万円
		71～80	90万円
		81～	100万円（上限）
駐車場業	駐車台数	51～100	20万円
		101～150	25万円
		151～200	30万円
		201～250	35万円
		251～300	40万円
		301～350	45万円
		351～	50万円（上限）
旅行業	一律		20万円
土産物等小売業			
土産物等納入業			

5 申請

法人や個人事業者ごとに申請してください。

(1) 申請期限

令和 3 年 5 月 31 日（月） ※消印有効

(2) 申請方法

原則として**郵送**

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご理解、ご協力をお願いします。

(3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所商工振興課 「事業継続支援給付金」担当 宛

6 給付までの流れ

①申請書類の受付



②申請書類の内容審査



③交付・確定決定通知書の送付

不交付決定通知書の送付



④支給

通帳記載名「霧島市事業支援」

「キリシマジギョウケン」

※当課に申請書類が到着した日を受付日とします。

※不備がある場合は電話連絡します。

※指定口座へお振込みします。

現金での支給はできません。

申請書類に不備が無い場合、受付日から20日程度で給付します。

(ただし、大型連休前後は通常より時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。)

7 問い合わせ先

霧島市商工観光部 商工振興課

電 話：0995-55-1603

F A X：0995-55-1528

メール：shou-seisaku@city-kirishima.jp

U R L：https://www.city-kirishima.jp

受付時間：土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。



霧島市 事業継続支援給付金

検索